

地域別構想

中心地域 (広津)

公共施設等の集積した"利便性の高い拠点地域"づくり

町の中心地として機能し、最も利便性の高い地区で、今後もその機能を強化していくとともに、天仲寺公園の自然を活かしたうるおいある地域整備を展開していきます。

西部地域 (別府・楡生・鈴熊 今吉・土屋・直江)

豊かな自然と調和した"快適で安全な住宅地域"づくり

既存集落内の生活道路の整備を促進するとともに、佐井川の水害対策、鈴熊山や佐井川沿い、集落の緑および農地の保全などにより、うるおいのある快適で安全な住宅地域としていきます。また、県道山内吉富線を活かした地域整備を展開していきます。

北部地域 (小犬丸、小祝)

工業・農・漁業の盛んな"活力ある産業と調和した魅力的な地域"づくり

地域の歴史や文化を活かした居住環境の充実や、工業・農業・漁業などの産業環境の保全・充実を図るとともに、県道吉富港線バイパスの整備を契機に、新たな発展を担う地域としての整備を展開していきます。

南部地域 (幸子)

農地と住宅地が共存する"環境重視の地域"づくり

既存集落の環境の維持向上、集団的な農地の保全・整備を推進し、農地と住宅地との良好な関係を保っていきます。県道吉富本耶馬溪線沿いへの生活利便施設の立地を誘導し、環境を重視した快適な地域づくりを行います。



吉富町都市計画マスタープラン

自然ゆたかな 住みよい コンパクトタウン 吉富

概要版

計画の実現に向けて

本計画は、都市計画に関する基本方針を定めたものであり、個別、部門別の計画を総合的に検討したものです。今後は、以下に示す点に十分配慮しながら、着実な努力の積み重ねにより、計画の具現化を図っていく必要があります。

1. 都市計画制度・手法の適用方針

1) 用途地域の見直し

将来目標人口1万人を達成するため、現在の用途地域内の農地の宅地化、集落内の生活道路の整備を図るとともに、さらに必要な住宅地を確保するため、用途地域の区域の拡大や規制内容の見直しを検討します。

2) 住民主体の計画・ルールづくりの促進

建築物の新築に際しての用途や高さなどの適切なコントロール、生活道路の整備などを地区の状況に応じて進めるため、地区住民の主体的な参加による計画づくり、自主的なルールづくりを促進していきます。

2. 取組みの基本方針

1) 行政の推進体制

構想・計画の実現のため、詳細な個別計画をつくるとともに、役場内の連携・調整を図り、取り組んでいきます。

2) 住民参加の推進

住民の皆さんの理解を得ながらまちづくりを進めるため、広報やホームページなどを活用し、情報や学習機会を提供していきます。また、計画の策定に住民の意見を取り入れるため、参加の場を提供するとともに、自主的なまちづくり活動への支援を行います。

3) 関係機関との連携

国・県との連携・協力体制を強化するとともに、近隣自治体や関係機関への協力体制を構築します。

4) 民間事業者との連携

町内で開発や建築を行おうとする民間事業者に対し、協力要請や行政との連携を働きかけます。

5) 都市計画マスタープランの見直し

今後の社会・経済情勢の変化などに対応し、必要に応じ、計画の見直しを行います。



本パンフレットについてのお問い合わせ先
吉富町役場 産業建設課
電話：24-4073 FAX：24-3219
E-mail：info@town.yoshitomi.lg.jp

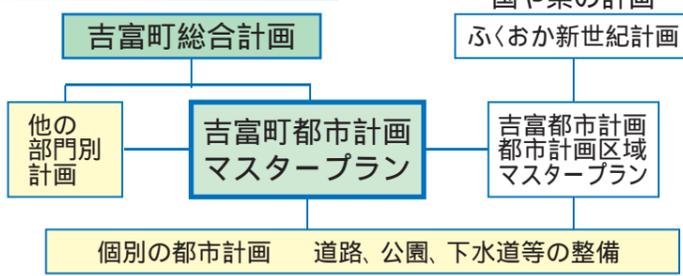
平成21年3月

都市計画マスタープランとは

「吉富町都市計画マスタープラン」は、これからの吉富町の都市づくりの指針として、目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取組みの方向性を全体的な視点から整理し、取りまとめたものです。
 「都市計画マスタープラン」とは、1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のことで、策定にあたっては、アンケート調査や、まちづくり協議会でのワークショップ開催によりご意見を聞き、計画に反映させるとともに、都市計画審議会で審議いたしました。



計画の位置づけ



都市計画マスタープランの役割

実現すべき具体的な都市の将来像を示す
 個別の都市計画に関し、地域住民の理解を得る根拠となる
 個別の都市計画相互の調整を図る
 個別の都市計画の決定・変更の指針となる

吉富町の将来像

基本目標 1 やさしさいっぱい 安心な都市づくり

おだやかな暮らしを営んでいく上で、自然災害や火災、公害などの心配がなく、交通事故や犯罪が少ないなど、安全・安心が守られていることが基本となります。
 現在の都市空間が持っている危険性や問題点を取り除くとともに、近隣相互の配慮、住民同士の支え合いにより地域の生活環境を守り、子ども達や高齢者など誰もが安心して暮らせる、住む人にやさしい都市をつくっていきます。

基本目標 2 魅力たっぷり 元気な都市づくり

自然を活かした農業・漁業を守り育て、立地条件を活かして商業・工業を伸ばしていくことにより、本町の活力と豊かさ高めるとともに安心して子育てができ、子ども達が生き生きと成長できる、教育・文化・福祉が充実したまちとしていくことが、活気ある町として発展を続けるための基盤となります。
 既存産業の振興・発展、企業誘致を積極的に推進するため、計画的な土地利用や、道路・下水道等の都市施設整備、JR吉富駅周辺の開発などを推進するとともに、教育・文化・福祉環境の形成を図り、若い世代が定住する、元気あふれる魅力的な都市をつくっていきます。

基本目標 3 交流はつらつ 便利な都市づくり

小さな町ながら多様なものが一通り揃い、密接なコミュニティが形成されている『コンパクトな町』としての特性を伸ばし、住民誰もが豊かな生活を送れる便利な都市としていくことが重要です。
 商業施設、医療福祉施設などの立地を促進するとともに、幹線道路や公共施設の整備などを進め、各種施設の利用や交通の利便性を高めていくことにより、住民が活発に行動・活動でき、外からも多くの人を訪れ、住みやすくなる、交流が盛んな都市をつくっていきます。

基本目標 4 水・緑清らか 快適な都市づくり

海・川・ため池や緑などの豊かな自然環境や、古くから引き継がれてきた歴史的・文化的な財産を活用し、ふるさととして誇りを持てるような、快適でうるおいのある都市としていくことが目標となります。
 自然環境、ゆとりある田園空間、由緒ある歴史資産や地域住民により支えられてきた文化などをまちづくりの資源として守り・育て・活用し、美しく個性豊かな都市をつくっていきます。

自然ゆたかな 住みよい コンパクト タウン 吉富

目標年次

おおむね20年後
 平成40年（2028年）

目標人口

町人口 10,000人
 （平成21年3月現在：7,185人）

将来全体構想・都市づくりの基本方針

土地利用の基本方針

住宅地については狭小道路の改善など、安全で快適な住環境の保全に努めます。
 JR吉富駅周辺、県道中津吉富線沿道などの既成市街地の活性化を図ります。
 工業地については、既存工場周辺の環境整備と新たな工場立地を図るための整備を推進します。
 農地については、優良農地の保全を図るとともに農地の集約を図り、生産性の向上に努めます。
 吉富海岸、山国川河川敷、佐井川沿いの緑地や鈴熊山および天仲寺山周辺は、自然環境や景観の保全に配慮しつつレジャーやレクリエーションの場として活用します。

都市施設整備の方針

道路については主要道路、町内集落間道路、その他の町道、交通施設について、バリアフリー化を考慮した整備を進めます。
 現在進めている公共下水道の整備を推進するとともに、認可区域外での合併浄化槽の普及に努めます。
 ごみ処理施設・し尿処理施設については、維持保全を図ります。
 町内の公園・緑地のネットワーク化を図り、特に山国川総合グラウンド、吉富漁港総合グラウンドを拠点として、憩いの空間、周辺の散策路などの整備を図ります。
 その他、学校教育施設やコミュニティ施設などの充実を図るとともに、地域の安全を保つための交通安全施設、防犯施設等の充実を図ります。

将来構想図

交通軸
 都市づくりの骨格になり、吉富町の道路交通体系整備の基本的な方向性を位置づけるための「軸」として、
 東西軸：
 県道中津豊前線、
 県道中津吉富線、
 JR九州日豊本線
 南北軸：
 県道山内吉富線、
 県道吉富港線バイパス
 を設定します。



都市拠点
 吉富町役場およびJR吉富駅を含む一帯を「中心拠点」と位置づけ、機能の集積、住宅地の整備を推進します。
 JR吉富駅とその周辺は、「交通拠点」としてバリアフリー化など施設整備や環境整備を進めます。
 北部の製薬工場および周辺は、本町の「工業拠点」として位置づけ、一層の振興を図るとともに、新たな企業誘致を進めます。

土地利用ゾーン
 現在の用途地域および周辺を「市街地ゾーン」とし、今後の人口増加はこの区域に優先的に誘導します。
 用途地域外の集落および周辺の農地を「集落田園ゾーン」とし、集落内の生活の環境整備と優良な農地の保全を推進します。
 山国川、佐井川および吉富海岸は骨格的な自然ゾーンと位置づけます。

都市防災の方針

災害の発生や被害が予想される箇所の把握に努め、「町地域防災計画」を基本とした災害に強いまちづくりを推進します。
 防災行政無線の運用により、災害時の通信・連絡体制を確保し、災害情報の収集・伝達を行うとともに、防災・応急救助・災害復旧の活動の円滑化を図り、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

都市景観形成の方針

周辺の田園や自然景観との調和に配慮した良質な市街地景観、うるおいと落ち着きを持った住宅地景観を誘導します。
 幹線道路沿道の商業施設等の建築物や屋外広告物の形態、色彩について周辺との調和への配慮を促すとともに、オープンスペースの植栽等による緑化の確保などを促し、良好な道路景観の形成に努めます。